

令和 4 年第 1 回臨時会

(1月18日招集)

山都町議会会議録

令和4年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

○1月18日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・閉会	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について	2
日程第4 議案第2号 山都町在宅介護支援施設条例の廃止について	5
日程第5 議案第3号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	7
日程第6 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））	9
日程第7 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））	11
閉会	13

1月 18日 (火曜日)

令和4年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 令和4年1月18日午後3時0分招集
2. 令和4年1月18日午後3時0分開会
3. 令和4年1月18日午後3時44分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第1号 山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について

日程第4 議案第2号 山都町在宅介護支援施設条例の廃止について

日程第5 議案第3号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第7号）について

日程第6 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））

日程第7 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠	4番 西 田 由未子
5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典	7番 興 梶 誠
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

1番 東 浩 昭

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅 田 穂	副 町 長 能 登 哲 也
教 育 長 井 手 文 雄	総 務 課 長 荒 木 敏 久
清 和 支 所 長 増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長 飯 星 和 浩
会 計 管 理 者 木 實 春 美	企 画 政 策 課 長 藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長 田 上 るみ子	健 康 ほけん 課 長 河 野 君 代
福 祉 課 長 高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長 高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長 片 倉 城 司	建 設 課 長 山 本 敏 朗

山の都創造課長	藤 原 章 吉	地籍調査課長	藤 岡 勇
学校教育課長	嶋 田 浩 幸	生涯学習課長	上 田 浩
そよう病院事務長	藤 嶋 厚 美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開会・開議 午後3時0分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和4年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、興梠誠君、8番、藤川多美君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 异議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第1号 山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第1号「山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第1号、山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年1月18日提出、山都町長です。

提案理由です。令和4年4月1日に実施する本庁行政機構の改革に伴い、関係条例を整理する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

添付資料の1を御覧いただきたいと思います。

山都町役場課設置条例の一部を改正する図でございますが、まず、地籍調査課を廃止いたしまして、農林振興課の係として再編するものでございます。地籍調査業務の事務量や今後の事業計画などを考慮したものでございます。また、農地台帳や林地台帳等を備えます農林振興課との関係性が深いものでございます。

次に、山の都創造課を山の都創造課と商工観光課に分割するというものでございます。令和5年度中の九州中央道、矢部インターチェンジ開通及び今後の九州中央道の延伸に伴います沿線の整備事業、それから通潤橋周辺の整備事業、移住・定住政策やコロナ禍におきましての地元の経済対策、それからSDGs施策など多岐にわたります事業を二つの課に分課するというものでございます。

議案の2ページをお願いします。

条例の改正分を示しているものでございます。今回の機構改革に伴いまして、必要な条例の改正を行う必要がございます。

まず、第1条でございます。山都町役場課設置条例の一部を改正するもので、内容は先ほど説明したものでございます。

第2条におきましては、山都町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。今回の課の再編等によりまして、経済建設常任委員会の所管に関する事項が変更されたというものでございます。

附則、この条例は令和4年4月1日より施行する。

次のページ以降は新旧対照表でございますので、確認をいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 先ほど、SDGsは山の都創造課で行っていくような話でしたけども、今まで企画政策課でやっていたのを山の都創造課に移すということですね。SDGs関係で行きますと、農林振興課関係も結構携わる可能性があるかと思うんですけど、それを山の都創造課でやっていくと。

それから、そこの山の都創造課と商工観光課の線引きというのが非常に難しいかと思うんですけども、その辺の線引きはどうなっているんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。SDGsの一つの施策でも、山の都創造課で担当する分野もございますので、というところでございます。

少し説明が足りませんでした。申し訳ございませんでした。

それから、山の都創造課と商工観光課の区分ということでございますが、やはり商工観光課分につきましては、今の商工観光施策、それから観光施設整備というところで分けたいというふう

に思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 山の都創造課の、ア、まちづくりに関する事項とありますが、ちょっと抽象的だろうと思いますが、具体的には書かなくていいんですかね。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今回の課設置条例におきましては、課の大枠ということで記載がございます。その中身につきましては組織規則がありますので、そちらのほうで詳細に書いていくというところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 地籍調査課が農林振興課のほうに一緒になるということですけれども、今、地籍調査の業務は清和の2階でやっておるところであります。農林振興課の席の配置を見ますと、なかなか配置があれだけの人数が来てうまくいくのかなとか、閲覧等々もあるわけですね、地籍調査についての閲覧とか、そういう事務の配置はどのようにお考えですか。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 特に、今ございました閲覧の部分につきましては、各支所でも閲覧できるような体制をとって整備をしていくというところでございます。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 農林振興課の中に係を設けるというところでございます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 地籍調査の中で、今、人数が臨時も入れて8人ぐらいいたかと思いますけど、その定数についてはどのようにお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） まずは、この機構改革が終わりました部分でございますが、並行しながら、現在の人員の配置等につきましてはワーキンググループを設置しまして、それぞれ検討しているというところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 山都町在宅介護支援施設条例の廃止について

○議長（藤澤和生君）　日程第4、議案第2号「山都町在宅介護支援施設条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案第2号、山都町在宅介護支援施設条例の廃止について。

山都町在宅支援施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和4年1月18日提出、山都町長。

提案理由。山都町在宅介護支援施設の供用の廃止に伴い、山都町在宅支援施設条例を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

添付資料①、②を御覧ください。

在宅介護支援施設花高原は、平成14年1月22日より、当時、清和村において廃校となった旧朝日西部小学校を改修し、介護予防及び在宅介護支援等のサービスを総合的に提供することを目的に、当時の清和村社協に業務委託をして事業を開始いたしております。

開始当初は民間の施設もなく、利用者も多くありましたが、介護施設が増えたことにより、平成26年に入所事業を廃止、平成28年に通所事業を清和保健センターに場所を移し、花高原における事業は平成28年3月31日をもって停止しております。その後、熊本地震による災害復旧工事のため、町外から多くの建設作業員が従業されていたため、宿泊所として平成29年12月から平成30年4月まで寄宿舎として利用していました。

以降、福祉施設として利活用を検討していましたが、漏水やセキュリティ面の問題、基準をクリアするための改修等の費用が高額になることとして、福祉施設としての再活用は断念しております。事業に関わる交付金の財産処分については完了した部分もありますが、現在手続を進めています。

空き施設となった建物の今後の利活用については、現在、各課に照会中で、各課からの利用意向がない場合は、地元に利活用希望について照会をする予定です。

施設の平面図と写真については、添付資料の③から④に掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

2枚目にお戻りください。

山都町在宅介護支援施設条例を廃止する条例。

山都町在宅介護支援施設条例、平成17年山都町条例第96号は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 朝日西部小学校については、私も毎日あそこの道を通らせていただいているので大変気になっているところです。

今、課長から説明がありましたように、かなりの変遷を経て現在もあそこに建っているわけなんですが、大変眺望のいいところで、本当この利活用が進めばいいというふうに思っているんですが、今、順番としては各課に調査をすると。で、最終的には地元の要望も聞いていくというふうなことですが、以前、避難所として使ったらどうかという地元の話もあったと聞いておりますが、最大の問題は、途中の説明にもあった漏水の件なんですけれども、例えばこれを地元が避難所として活用したいというふうな、避難所でなくてもいいですが、そういった地元がといったときのメンテナンス、補修といいますか、使えるような状態にするというところのケアはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 施設の有効管理というところでございますので、今、様々な廃校施設等々しておりますが、基本的に地元の要望等を調整しながら、町ができる分、それから地元ができる分ということで決まれば、そういったところで整理をする必要があるかなというふうに思いますが、基本的には、まずは町としては処分を考えたいなというところで思っております。

それから、その後、いろんな借用となれば、いろんな、今、議員がおっしゃいましたとおり、現況を有して貸すのか、それか、ある程度の整備を行いまして地元に有効活用いただくという、いろんな面があるかなというところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すいません。今の課長の御答弁の中で、一番最初には処分というふうにおっしゃったんですが、処分というの詳しいことを、いわゆる取り壊すとかということの処分なんでしょうか。それともいろんな方法を考えていくという処分なんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 基本的には、まず利用がなければ処分と、いわゆる解体、それから除却という形になるかなというところでございます。いろんな提案があれば、それに向かいまして、それぞれの所管事業等、あるいは所管課の対応となるかなと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案通り決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「山都町在宅介護支援施設条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第3号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第3号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第7号）を説明いたします。歳出から説明いたしますので、8ページをお願いします。

2款1項総務管理費です。

6目庁舎管理費では、蘇陽総合行政センターの街灯10基分の修繕費でございます。水銀灯2基が相次いで切れましたので、今回全てをLED化する経費、64万2,000円でございます。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費では、抗原検査キットの追加購入費275万2,000円を事業内の経費で組み替えるというものでございます。

次に、5款1項農業費です。

3目農政費におきまして、熊本県が実施いたしますくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金の令和3年度分の追加内示があったものでございます。上川井野の集落の要望がありました畠塗り機導入への補助金32万7,000円というものでございます。

次のページ、13款予備費は調整でございます。

7ページをお願いします。

歳入の内訳というものでございます。地方交付税、普通交付税の分を67万3,000円。それから先ほど説明しました県支出金ということで32万7,000円を計上しているというものでございます。

最後に、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8,000万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年1月18日提出、山都町長です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 8ページの新型コロナウイルス感染症対策のところですけど、山都町民PCR検査費用の補助金が削減になっているので、これはたしか1月いっぱいまではできるんだったですかね。2月以降はできないということでいいのかというのと、抗原検査キットは各診療所に配られるということなんでしょうか、そよう病院だけの検査なんでしょうか。それをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、コロナウイルスのPCR検査費用についてですけども、現在の受付件数につきましては約60件となっておりまして、今月いっぱいの補助となっております。現在のところ予算の執行残は、この負担金の275万2,000円を除いても、すみません、正式な金額がちょっと手元にないんですけども、約300万円ぐらいは確保しておりますので、1月いっぱいのPCR検査の助成は可能だと思っております。

コロナウイルス抗原検査キットにつきましては、例えば御家庭であったり各事業所あたりにおいて集団感染——クラスターを発生させないために、家庭であったり事業所において希望されるところに配付したいと今考えて準備を進めているところです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 抗原検査キットについては、これから希望がある家庭や事業所に配りたいということでしたけども、それは無料で配られて検査費用も無料となるんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。無償配付を考えております。

検査方法についてはセルフチェックということで、御自分で採取されて15分ぐらいですかね、短時間で判別できるものです。ただし、これは自己判定になりますので、やはり感染が疑われる場合であったり症状がある場合には、医療機関を受診していただくように勧めていきたいと思っています。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））

○議長（藤澤和生君）　日程第6、議案第4号「工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君）　それでは、説明いたします。

議案第4号工事請負変更契約の締結について。

令和3年第2回臨時会において議決された木造仮設住宅移築工事（小原2工区）のうち、契約金額8,459万円を8,637万6,495円に変更することとする。

令和4年1月18日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

資料①をお願いいたします。工事請負変更契約概要でございます。

1、工事番号、山住第2号。

2、工事名、木造仮設住宅移築工事（小原2工区）。

3、工事場所、山都町長原地内。

4、当初契約年月日、令和3年7月5日。

5、財源内訳、全体8,637万6,495円、そのうち復興基金8,519万円、町単費118万6,495円です。

6、変更内容でございます。小原2工区につきましては、御船町の仮設住宅を解体し、新たに住宅3棟5戸を建設しているところでございます。

変更内容としましては、木工事において既存床板の耐久性向上を図るために、フローリング20平方メートルを124平方メートルに変更するものです。

基礎工事につきましては、基礎コンクリート接続部分の鉄筋の腐食防止を図るため、止水材を敷設するものでございます。

また、屋外排水設備について、当初、外構工事で別途発注を予定しておりましたけれども、住宅排水管工事と一体的に施工したことにより、再度掘り返す必要がなくなったため、追加して施工するものでございます。

7、工期変更。現契約工期、着工令和3年7月8日、完成令和4年1月31日。変更工期、着工令和3年7月8日、完成令和4年2月18日。

8、契約の相手方。上益城郡山都町上寺1809、宮田建設株式会社、代表取締役宮田英也。

資料②をお願いいたします。

公共工事請負変更仮契約の写しになります。工事番号から工事場所は先ほど説明しましたので省略いたします。

4、変更契約事項。変更工事請負額、増額178万6,495円。

工期につきましても、先ほど説明しましたので省略させていただきます。

令和3年7月5日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を証するものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年1月6日。

発注者、山都町長。

受注者、上益城郡山都町上寺1809、宮田建設株式会社、代表取締役宮田英也。

資料③をお願いいたします。

平面図になります。グレーで着色している部分でございますけども、現在建築中の3棟5戸の住宅になります。赤い点線で表示しております部分が、住宅工事と一体的に施工する排水管になります。

次の資料④をお願いいたします。

基礎コンクリートと接続します鉄筋の腐食防止を図るため、止水材を敷設する部分でございます。資料の図面は、5号棟及び6号棟を添付しているところでございます。

資料⑤をお願いいたします。

既存床板の耐久性向上を図るため、図面下側の和室部分の床合板と図面上側のフローリング板の貼り増しをする部分でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ちょっと図面の見方が分からなくて、お尋ねさせていただきたいんですけど、この工事の前に建った住宅を見せてもらったときには、たしか玄関に入るところにスロープがあったかと思うんですけど、今度のものにはあるのかなというのが、すいません、そういう工事についての追加ではないので、もうしてあるのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 先ほど議員言われましたとおり、第1期工事につきましては、3棟4戸を既に完成しております、段差がある部分ということでスロープをしておりました。今回、3棟5戸を建設する部分でございますけども、申し訳ございません、そのスロープがあるのかないのか、この図面でちょっと判断できませんので、改めて後で御報告したいと思っております。

ただ、前回は段差があったからスロープを設置したんですけども、今回は平場のもともと駐車場だった部分にやりますので、もしかしたらスロープはないかもしれませんけども、再度確認させてください。申し訳ございません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第5号「工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第5号を説明いたします。

議案第5号、工事請負変更契約の締結について（第2回）。

令和3年第3回定例会において議決された木造仮設住宅移築工事（南田工区）のうち、契約金額8,715万5,830円を8,851万1,660円に変更することとする。

令和4年1月18日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料①を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

1、工事番号、山住第1号。

2、工事名、木造仮設住宅移築工事（南田工区）。

3、工事場所、山都町南田地帶。

4、第1回変更契約年月日、令和3年9月8日。

5、財源内訳、全体8,851万1,660円、うち復興基金7,263万5,000円、町単費1,587万6,660円です。

6、変更内容でございます。南田工区につきましては、令和3年7月臨時議会において、4棟6戸を建設する請負契約を議決をいただきました。その後、9月定例会において2戸建てを分割し一戸建てに変更を行い、5戸を6戸とする変更請負契約の議決をいただき、現在、工事を進め

ているところでございます。

主な変更内容としましては、1棟2戸建てを一戸建てに変更したことに伴い、1号棟と新しく建設する5号棟の電気、排水設備、木工事に係る材料の数量変更増に伴うものでございます。変更数量等については表に記載のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

7、契約の相手方。上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

資料②をお願いいたします。

公共工事請負第2回変更仮契約書の写しです。工事番号から工事場所は先ほど説明しましたので、省略いたします。

4、変更契約事項。変更工事請負額、増額135万5,830円。

令和3年9月24日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年1月6日、発注者、山都町長。

受注者、上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

資料③を御覧ください。

南田工区の平面図でございます。全体で5棟6戸を建設するものです。赤色で着色しております図面右側の1号棟は、当初1棟2戸建てでございましたけれども、1号棟と5号棟の一戸建てに分割を行ったため、図面左側の5号棟の玄関位置を変更する必要がありました。また、それに伴い間取りを変えたため、電気、排水設備、木工事等の数量を変更したものでございます。

資料④をお願いいたします。

1号棟の平面図になります。分割したことにより、内壁であった図面左側の壁を外壁に変更するものでございます。

次の資料⑤をお願いいたします。

一戸建ての3号棟、4号棟、5号棟の平面図です。赤色で着色しています5号棟は、分割したことにより、図面右側の壁を外壁仕様に、また、玄関位置の変更に伴い、間取りも変更となったことから、電気、排水設備、木工事を追加するものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほどと同じことをお尋ねしたいと思いますけれども、南田の新しく出来上がっているところにお邪魔したときには、たしか階段だったと思うんですね。手すりはたしかつけてあったかなと思うんですけども、せっかく新しくつけられるので、先ほどは段差があったのでスロープにしたとおっしゃったので、階段になるところはスロープで考えていただきたいなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 申し訳ございません。先ほど小原につきましては、もともと建てるところに段が上がってたものですから、そこにスロープがついたということでございます。

また、議員が今おっしゃったとおり、南田の住宅につきましては階段が2段あります、それぞれ手すりがついておりますので、そこは現地を確認しながら、入居者の方も高齢の方が入居することもございますので、スロープが必要であれば、再度変更してスロープを検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 質疑なし。これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））」は、議案のとおりに可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時44分

令和4年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号 山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について	1月18日	原案可決
議案第2号 山都町在宅介護支援施設条例の廃止について	1月18日	原案可決
議案第3号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	1月18日	原案可決
議案第4号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事 （小原2工区））	1月18日	原案可決
議案第5号 工事請負変更契約の締結について（木造仮設住宅移築工事 （南田工区））	1月18日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員